

爭議團則 松本休一 森田忠治

ト會見荒木專務ヨリ財界ノ不況テ會社ハ毎月欠損續キテマ
ト苦境ヲ述ヘ、諸君、要水ニ就テハ全部客認スルコトハ出
来ヌ 先日オ話シタ要水第二項、製箱部職場即時設置ハ此、
際不可能ヲマル 下保成ル可ク一定ノ場所ニ於テ作業ニ從事
シテ賞フ様ニスル 第三四項ニ就テハ即時實施スル 諸君
會社ノ苦境ヲ察セテ是非共ニシテ承認セラレ度ト述ヘ
爭議団代表ヨリ 會社ノ状態ニ了解シタカク爭議中、日給ハ
全額支給、爭議費用トシテ金五十円支出シテ賞ヒタレト要水
セルニ會社側ニ於テハ爭議中、日給ハ全額支給スルニ
用五十円ハ支給出来ヌト回答シタルニ對シ爭議団側ニ於テ強
硬ナル態度ヲ以テ爭議費用支給ヲ主張シ交渉決裂、状態トナ
リタルカ種々折衝ノ結果兩者ノ讓歩ニ依リ會社側ニ於テハ爭
議費用三十円ヲ支給スルコトニ決シ左記条件ヲ以テ円滿解決

スルニ至シリ

覺書

- 一 製箱部職場ハ成ル可ク一定ノ場所トスルコト
- 一 衛生設備即時完備スルコト
- 一 危険防止ニ關スル設備ヲ即時スルコト

昭和七年四月十一日

従業員代表

松本休一

會社側

森田忠治
荒木要三

服部増藏

右及申(通)報候也